

途上国における知的財産権についての基本的な考え方

背景

研究開発の成果を知的財産権により保護することは、新薬を継続的に創出するために不可欠です。知的財産権は保健医療へのアクセス（Access to Health）を制限する主な要因であるとは考えていませんが、途上国の中には特別な配慮を必要とする国もあります。

基本的な考え方

アステラスは保健医療へのアクセス改善の重要性に配慮し、大きな経済的課題がある国において特許出願および特許権の行使を行いません。対象国は、国連の定める Least Developed Countries (LDCs)*¹ および世界銀行の定める Low Income Countries (LICs)*² を参照して決定しています。

その他の途上国においては、個別の事案ごとに、特許権について通常実施権の許諾を検討します。一方で強制実施権は、国家緊急事態など、他に代替手段がなくやむを得ない場合のみに発動されることが妥当であると考えます。

参考資料

1. 国連の定める LDCs
http://www.un.org/en/development/desa/policy/cdp/ldc_info.shtml
2. 世界銀行の定める LICs
<http://data.worldbank.org/income-level/LIC>
3. 知的財産に関するポリシー
4. 保健医療へのアクセス（Access to Health）についての基本的な考え方